

第六十二回帝國議會
衆議院

關稅定率法中改正法律案外一件委員會會議錄(筆記)第一回

委員會成立

本委員ハ昭和七年六月四日(土曜日)議
長ノ指名ヲ以テ左ノ通選定セラレタリ

東 武君

小笠原三九郎君 倉元 要一君

若宮 貞夫君

江藤源九郎君 生田 和平君

今井 健彦君

林 路一君 武田德三郎君

中島彌團次君

永田善三郎君 櫻井兵五郎君

田島勝太郎君

小池 四郎君

同日遠洋漁業獎勵法中改正法律案(政
府提出)ノ審査ヲ本委員ニ付託セラレタリ

同月六日(月曜日)午前十時二十分委員
長理事互選ノ爲委員參集ス其氏名左ノ
如シ

東 武君

小笠原三九郎君 倉元 要一君

若宮 貞夫君

江藤源九郎君 生田 和平君

今井 健彦君

林 路一君 武田德三郎君

櫻井兵五郎君

手代木隆吉君 永田善三郎君

小池 四郎君

年長者東武君投票管理者ト爲ル

○東投票管理者ハ委員長及理事ノ互選
ヲ行フヘキ旨ヲ宣告ス

○手代木委員ハ投票ヲ用キス東武君ヲ
委員長ニ推薦シ理事ハ其ノ數ヲ三名ト
シ委員長ノ指名ニ一任スヘシトノ意見
ヲ提出ス

○東投票管理者ハ手代木君ノ意見ニ異
議ナキヲ認メ自己ハ委員長ニ當選シタ
ル旨ヲ宣告ス

○東委員長ハ守屋榮夫君、今井健彦君
及手代木隆吉君ヲ理事ニ指名ス

○東委員長ハ引續キ會議ヲ開クヘキ旨
ヲ宣告ス

會議

昭和七年六月六日(月曜日)午前十時二
十五分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 東

武君

理事

守屋 榮夫君

理事

今井 健彦君

理事

手代木隆吉君

中島知久平君

倉元 要一君

江藤源九郎君

武田德三郎君

中島彌團次君

櫻井兵五郎君

永田善三郎君 田島勝太郎君
小池 四郎君
出席政府委員左ノ如シ

大藏政務次官 堀切善兵衛君
大藏省主稅局長 中島 鐵平君
農林省水產局長 戶田 保忠君
商工政務次官 岩切 重雄君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
關稅定率法中改正法律案(政府提出)

輸入稅ノ從量稅率ニ關スル法律案
(政府提出)

遠洋漁業獎勵法中改正法律案(政府
提出)

○東委員長 是ヨリ引續キ議事ヲ開キ
マスガ、先ヅ第一ニ政府委員ヨリシテ
提案ノ說明ヲ御願ヒシタラ如何カト考
ヘマスガ……

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○東委員長 三案ヲ付託ニナツテ居ルノ
デアリマスルガ、最初ニ關稅定率法改正法
ノ政府委員ノ說明ヲ願ヒタイト思ヒマス

○中島政府委員 ソレデハ委員長ノ御
言葉ニ依リマシテ、私カラ關稅定率法
中改正法律案ノ御說明ヲ致シマス、今

同ノ改正ハ、小麥、高粱、玉蜀黍、小
麥粉、「バター」、人造「バター」及「ギー」、
「コンデンスドミルク」、「バラフィンワッ

付託議案
關稅定率法中改正法律案(政府提出)
輸入稅ノ從量稅率ニ關スル法律案(政府提出)
遠洋漁業獎勵法中改正法律案(政府提出)

クス」黃磷、赤磷及硫化磷、「クロール」
酸加里、「カーボンブラック」、「ピッチ」及
「アスファルト」、「コールタール」、「ピッ
チ」又ハ「アスファルト」ノ製品デアリマ
シテ、道路修築用ノモノ、石絨製品、
銑鐵、「ワイヤロッド」、鐵線、「リードワ
イヤ」、「バーブドツウイスツイヤ」、
「マグネシウム」、安全剃刀用ノ刃、貨
幣、懷中時計部分品、陶器、自動車部
分品、瓦斯機關及石油機關、「ロール」
及「ローラー」、金屬製ノ篋、木材ノ中
「ドグラスファ」、其他屑及故ノ「セリュ
ロイド」等、合計二十九品ニ互ルノデ
アリマシテ、之ヲ輸入稅表ニ照シ合セ
テ見マスルト、二十四ノ項目ニ互ツテ
居ルノデアリマス、政府ハ是等物品ノ
生産、輸入、及需給ナドノ狀況ヲ精査
致シマシタ所、其現行稅率ハ外國品ノ
輸入ヲ相當抑制シ、内地產業ヲ保護ス
ル上ニ於テ不十分デアルト認メマシタ
爲ニ、取敢ズ之ヲ改正スルノ必要ヲ認
メタ次第デゴザイマス
先ヅ小麥ニ付テ說明ヲ申上ゲテ見タイ
ト思ヒマス、小麥ノ需要ハ人口ノ増加
ト共ニ、御承知ノ通り年々増加シテ行
クノデアリマシテ、昭和六年ニハ六百
四十萬石ノ生産ガアリマシタガ、現在

ノ儘デ麥リマス、國內ノ生産ダケデハ足リナクナリマシテ、益々多クノ輸入ヲ仰ガナケレバナラスコトニナルダラウト思フノデゴザイマス、ソレデ小麥ハ、裏作ノ獎勵トカ、品種ノ改良トカ、各種ノ生産ノ助長獎勵ヲ講ジマシテ、其生産ヲ増加致シ、輸入ヲ抑制スルコトガ出來マシタナラバ、食料政策ノ上カラ言ヒマシテモ、亦國際貸借ノ改善カラ言ヒマシテモ、非常ニ好都合デアルト考ヘルノデアリマス、何分ニモ其小麥ノ値段ガ低クテハ困ルノデアリマシテ、是ハ相當ノ程度ニ其價格ヲ維持シナイト、折角ノ小麥生産ノ獎勵指導ト云フコトモ、事實上ニ於テ效果ガ擧ラナイノデハナイカト考ヘルノデアリマス、ソレ故ニ此際關稅ヲ引上ゲマシテ、右ノ食料政策、又ハ國際貸借ノ改善ト云フコトヲ考慮致シマス、其ニ、其裏作ヲ獎勵スルコトニ依リマシテ、農村ノ振興ニモ資スルノ必要ガアリト認メタ次第デゴザイマス、就キマシテハ其稅率デゴザイマスガ、内地ノ生産品並ニ輸入品ノ價格、又ハ他ノ農産物ノ價格ノ比率ナドヲ考慮致シマスルト同時ニ、小麥ノ増殖獎勵計畫ニ依リマス所ノ將來ノ生産ノ改善等モ考ヘマシテ、此際一圓ヲ引上ゲルコト、致シマシテ、毎百斤二圓五十錢ト云フコトニ致シタノデアリマス、同時ニ小麥

ヲ原料ト致シマス小麥粉ノ稅率モ、亦當然引上ゲマセヌケレバナラスノデゴザイマシテ、其稅率ハ小麥粉ヲ製造致シマスルニ要シマスル所ノ、小麥ノ割合ヲ計算致シマシテ、之ヲ毎百斤四圓三十錢ニ引上グルノヲ適當ト認メタ次第デゴザイマス

次ニ高粱ト玉蜀黍ニ移ルノデアリマスガ、高粱ト玉蜀黍ハ、御承知ノ通り從來主トシテ養鶏飼料トシテ考ヘラレテ參ッタノデゴザイマスルガ、最近ニハ之ヲ原料ト致シマシテ、澱粉トカ、或ハ餡ヲ製造スル事業ガ興ツテ參リマシタノデゴザイマス、現在ノ儘デ居リマシテハ——關稅率ヲ變ヘナイデ、現行ノ儘デ置キマシテハ、無稅デアルトカ、或ハ低イ稅率ニ依リマシテ輸入セラレ、只今ハ高粱ハ無稅デアリマス、玉蜀黍ハ三十錢ト云フコトニナツテ居リマスガ、其無稅又ハ低イ稅率ヲ課セラレテ居ル所ノ玉蜀黍カラ、高イ稅率ノ課カル澱粉トカ或ハ餡ガ生産サレテ行クト云フコトニナリマシテ、甘藷澱粉デアルトカ、或ハ馬鈴薯澱粉デアルトカ、其生産業ニ大ナル打撃ヲ與フル虞ガアルノデアリマス、ソレデ此際高粱及ビ玉蜀黍ノ稅率ヲ引上ゲマシテ、我國ノ澱粉業及ビ製餡業ノ保護ト、農村ノ振興ニ資スルコト、致シマシテ、其稅率ハ「コンスターチ」及ビ高粱澱粉ノ

斯ウ云フ事情カラ致シマシテ、此際等はノ關稅ヲ引上ゲマスコトハ「バター」、「コンデンスドミルク」ノ生産業ヲ保護シ、且ツハ今日疲弊致シマシテ居ル所ノ農村ヲ振興致シマスル上ニ於キマシテ、最も必要ナルコトデハナカラウカト考ヘルノデアリマス、ソレデ稅率ノ引上ゲノ程度ニ付キマシテハ、其輸入平均價格デアルトカ、内地生産費ナドノ關係ヲ考慮致シマシテ、殊ニ「バター」ニ付キマシテハ、現在佛蘭西トノ間ニ協定ガアリマシテ、國定稅率ノ九一・二「パーセント」ト云フコトニナツテ居リマスカラ、此協定稅率ノ關係ヲモ考慮致シマシテ「バター」ハ毎百斤五十圓、粉乳ノ方ハ毎百斤容器共二十五圓、煉乳ノ方ハ十五圓七十錢ト云フコトニ致シタ次第デゴザイマス

次ニ「バラフィン、ワックス」ノ稅率ニ移リマスガ、御承知ノ通り「バラフィン、ワックス」ハ、燐デアルトカ或ハ「クロール」酸加里ト共ニ燐寸工業ノ關係品デアリマス、「バラフィン、ワックス」ノ中

ニ、其裏作ヲ獎勵スルコトニ依リマシテ、農村ノ振興ニモ資スルノ必要ガアリト認メタ次第デゴザイマス、就キマシテハ其稅率デゴザイマスガ、内地ノ生産品並ニ輸入品ノ價格、又ハ他ノ農産物ノ價格ノ比率ナドヲ考慮致シマスルト同時ニ、小麥ノ増殖獎勵計畫ニ依リマス所ノ將來ノ生産ノ改善等モ考ヘマシテ、此際一圓ヲ引上ゲルコト、致シマシテ、毎百斤二圓五十錢ト云フコトニ致シタノデアリマス、同時ニ小麥

ヲ原料ト致シマス小麥粉ノ稅率モ、亦當然引上ゲマセヌケレバナラスノデゴザイマシテ、其稅率ハ小麥粉ヲ製造致シマスルニ要シマスル所ノ、小麥ノ割合ヲ計算致シマシテ、之ヲ毎百斤四圓三十錢ニ引上グルノヲ適當ト認メタ次第デゴザイマス

次ニ高粱ト玉蜀黍ニ移ルノデアリマスガ、高粱ト玉蜀黍ハ、御承知ノ通り從來主トシテ養鶏飼料トシテ考ヘラレテ參ッタノデゴザイマスルガ、最近ニハ之ヲ原料ト致シマシテ、澱粉トカ、或ハ餡ヲ製造スル事業ガ興ツテ參リマシタノデゴザイマス、現在ノ儘デ居リマシテハ——關稅率ヲ變ヘナイデ、現行ノ儘デ置キマシテハ、無稅デアルトカ、或ハ低イ稅率ニ依リマシテ輸入セラレ、只今ハ高粱ハ無稅デアリマス、玉蜀黍ハ三十錢ト云フコトニナツテ居リマスガ、其無稅又ハ低イ稅率ヲ課セラレテ居ル所ノ玉蜀黍カラ、高イ稅率ノ課カル澱粉トカ或ハ餡ガ生産サレテ行クト云フコトニナリマシテ、甘藷澱粉デアルトカ、或ハ馬鈴薯澱粉デアルトカ、其生産業ニ大ナル打撃ヲ與フル虞ガアルノデアリマス、ソレデ此際高粱及ビ玉蜀黍ノ稅率ヲ引上ゲマシテ、我國ノ澱粉業及ビ製餡業ノ保護ト、農村ノ振興ニ資スルコト、致シマシテ、其稅率ハ「コンスターチ」及ビ高粱澱粉ノ

斯ウ云フ事情カラ致シマシテ、此際等はノ關稅ヲ引上ゲマスコトハ「バター」、「コンデンスドミルク」ノ生産業ヲ保護シ、且ツハ今日疲弊致シマシテ居ル所ノ農村ヲ振興致シマスル上ニ於キマシテ、最も必要ナルコトデハナカラウカト考ヘルノデアリマス、ソレデ稅率ノ引上ゲノ程度ニ付キマシテハ、其輸入平均價格デアルトカ、内地生産費ナドノ關係ヲ考慮致シマシテ、殊ニ「バター」ニ付キマシテハ、現在佛蘭西トノ間ニ協定ガアリマシテ、國定稅率ノ九一・二「パーセント」ト云フコトニナツテ居リマスカラ、此協定稅率ノ關係ヲモ考慮致シマシテ「バター」ハ毎百斤五十圓、粉乳ノ方ハ毎百斤容器共二十五圓、煉乳ノ方ハ十五圓七十錢ト云フコトニ致シタ次第デゴザイマス

次ニ「バラフィン、ワックス」ノ稅率ニ移リマスガ、御承知ノ通り「バラフィン、ワックス」ハ、燐デアルトカ或ハ「クロール」酸加里ト共ニ燐寸工業ノ關係品デアリマス、「バラフィン、ワックス」ノ中

ニ、其裏作ヲ獎勵スルコトニ依リマシテ、農村ノ振興ニモ資スルノ必要ガアリト認メタ次第デゴザイマス、就キマシテハ其稅率デゴザイマスガ、内地ノ生産品並ニ輸入品ノ價格、又ハ他ノ農産物ノ價格ノ比率ナドヲ考慮致シマスルト同時ニ、小麥ノ増殖獎勵計畫ニ依リマス所ノ將來ノ生産ノ改善等モ考ヘマシテ、此際一圓ヲ引上ゲルコト、致シマシテ、毎百斤二圓五十錢ト云フコトニ致シタノデアリマス、同時ニ小麥

ヲ原料ト致シマス小麥粉ノ稅率モ、亦當然引上ゲマセヌケレバナラスノデゴザイマシテ、其稅率ハ小麥粉ヲ製造致シマスルニ要シマスル所ノ、小麥ノ割合ヲ計算致シマシテ、之ヲ毎百斤四圓三十錢ニ引上グルノヲ適當ト認メタ次第デゴザイマス

次ニ高粱ト玉蜀黍ニ移ルノデアリマスガ、高粱ト玉蜀黍ハ、御承知ノ通り從來主トシテ養鶏飼料トシテ考ヘラレテ參ッタノデゴザイマスルガ、最近ニハ之ヲ原料ト致シマシテ、澱粉トカ、或ハ餡ヲ製造スル事業ガ興ツテ參リマシタノデゴザイマス、現在ノ儘デ居リマシテハ——關稅率ヲ變ヘナイデ、現行ノ儘デ置キマシテハ、無稅デアルトカ、或ハ低イ稅率ニ依リマシテ輸入セラレ、只今ハ高粱ハ無稅デアリマス、玉蜀黍ハ三十錢ト云フコトニナツテ居リマスガ、其無稅又ハ低イ稅率ヲ課セラレテ居ル所ノ玉蜀黍カラ、高イ稅率ノ課カル澱粉トカ或ハ餡ガ生産サレテ行クト云フコトニナリマシテ、甘藷澱粉デアルトカ、或ハ馬鈴薯澱粉デアルトカ、其生産業ニ大ナル打撃ヲ與フル虞ガアルノデアリマス、ソレデ此際高粱及ビ玉蜀黍ノ稅率ヲ引上ゲマシテ、我國ノ澱粉業及ビ製餡業ノ保護ト、農村ノ振興ニ資スルコト、致シマシテ、其稅率ハ「コンスターチ」及ビ高粱澱粉ノ

斯ウ云フ事情カラ致シマシテ、此際等はノ關稅ヲ引上ゲマスコトハ「バター」、「コンデンスドミルク」ノ生産業ヲ保護シ、且ツハ今日疲弊致シマシテ居ル所ノ農村ヲ振興致シマスル上ニ於キマシテ、最も必要ナルコトデハナカラウカト考ヘルノデアリマス、ソレデ稅率ノ引上ゲノ程度ニ付キマシテハ、其輸入平均價格デアルトカ、内地生産費ナドノ關係ヲ考慮致シマシテ、殊ニ「バター」ニ付キマシテハ、現在佛蘭西トノ間ニ協定ガアリマシテ、國定稅率ノ九一・二「パーセント」ト云フコトニナツテ居リマスカラ、此協定稅率ノ關係ヲモ考慮致シマシテ「バター」ハ毎百斤五十圓、粉乳ノ方ハ毎百斤容器共二十五圓、煉乳ノ方ハ十五圓七十錢ト云フコトニ致シタ次第デゴザイマス

次ニ「バラフィン、ワックス」ノ稅率ニ移リマスガ、御承知ノ通り「バラフィン、ワックス」ハ、燐デアルトカ或ハ「クロール」酸加里ト共ニ燐寸工業ノ關係品デアリマス、「バラフィン、ワックス」ノ中

ニ、其裏作ヲ獎勵スルコトニ依リマシテ、農村ノ振興ニモ資スルノ必要ガアリト認メタ次第デゴザイマス、就キマシテハ其稅率デゴザイマスガ、内地ノ生産品並ニ輸入品ノ價格、又ハ他ノ農産物ノ價格ノ比率ナドヲ考慮致シマスルト同時ニ、小麥ノ増殖獎勵計畫ニ依リマス所ノ將來ノ生産ノ改善等モ考ヘマシテ、此際一圓ヲ引上ゲルコト、致シマシテ、毎百斤二圓五十錢ト云フコトニ致シタノデアリマス、同時ニ小麥

ヲ原料ト致シマス小麥粉ノ稅率モ、亦當然引上ゲマセヌケレバナラスノデゴザイマシテ、其稅率ハ小麥粉ヲ製造致シマスルニ要シマスル所ノ、小麥ノ割合ヲ計算致シマシテ、之ヲ毎百斤四圓三十錢ニ引上グルノヲ適當ト認メタ次第デゴザイマス

次ニ高粱ト玉蜀黍ニ移ルノデアリマスガ、高粱ト玉蜀黍ハ、御承知ノ通り從來主トシテ養鶏飼料トシテ考ヘラレテ參ッタノデゴザイマスルガ、最近ニハ之ヲ原料ト致シマシテ、澱粉トカ、或ハ餡ヲ製造スル事業ガ興ツテ參リマシタノデゴザイマス、現在ノ儘デ居リマシテハ——關稅率ヲ變ヘナイデ、現行ノ儘デ置キマシテハ、無稅デアルトカ、或ハ低イ稅率ニ依リマシテ輸入セラレ、只今ハ高粱ハ無稅デアリマス、玉蜀黍ハ三十錢ト云フコトニナツテ居リマスガ、其無稅又ハ低イ稅率ヲ課セラレテ居ル所ノ玉蜀黍カラ、高イ稅率ノ課カル澱粉トカ或ハ餡ガ生産サレテ行クト云フコトニナリマシテ、甘藷澱粉デアルトカ、或ハ馬鈴薯澱粉デアルトカ、其生産業ニ大ナル打撃ヲ與フル虞ガアルノデアリマス、ソレデ此際高粱及ビ玉蜀黍ノ稅率ヲ引上ゲマシテ、我國ノ澱粉業及ビ製餡業ノ保護ト、農村ノ振興ニ資スルコト、致シマシテ、其稅率ハ「コンスターチ」及ビ高粱澱粉ノ

斯ウ云フ事情カラ致シマシテ、此際等はノ關稅ヲ引上ゲマスコトハ「バター」、「コンデンスドミルク」ノ生産業ヲ保護シ、且ツハ今日疲弊致シマシテ居ル所ノ農村ヲ振興致シマスル上ニ於キマシテ、最も必要ナルコトデハナカラウカト考ヘルノデアリマス、ソレデ稅率ノ引上ゲノ程度ニ付キマシテハ、其輸入平均價格デアルトカ、内地生産費ナドノ關係ヲ考慮致シマシテ、殊ニ「バター」ニ付キマシテハ、現在佛蘭西トノ間ニ協定ガアリマシテ、國定稅率ノ九一・二「パーセント」ト云フコトニナツテ居リマスカラ、此協定稅率ノ關係ヲモ考慮致シマシテ「バター」ハ毎百斤五十圓、粉乳ノ方ハ毎百斤容器共二十五圓、煉乳ノ方ハ十五圓七十錢ト云フコトニ致シタ次第デゴザイマス

次ニ「バラフィン、ワックス」ノ稅率ニ移リマスガ、御承知ノ通り「バラフィン、ワックス」ハ、燐デアルトカ或ハ「クロール」酸加里ト共ニ燐寸工業ノ關係品デアリマス、「バラフィン、ワックス」ノ中

度ヲ超エナイ「バラフィン、ワックス」ガ安イト云フ爲ニ、需用ガ多クナリマシテ、殊ニ冬ノ間ニハ之ヲ蠟燭ノ原料ニ使用スルモノガ出テ參リマシテ、サウシテ「ステアリン」ノ領分ヲ侵スト云フ結果ニナツテ居ル、ソレデ一ツニハ、「ステアリン」ヲ保護致シマス爲ニ、一ツニハ「バラフィン、ワックス」自身ヲ保護致シマス爲ニ、此際現行ノ無稅ト云フニト改メマシテ有稅ニスル必要ガアルト考ヘマス、併ナガラ御承知ノ滿洲ノ頁岩油カラ分餾セラレマシタ粗製ノ「バラフィン、ワックス」ヲ原料トシテ「バラフィン、ワックス」ヲ精製スル工場ガ御承知ノ通り現在内地ニア

ルノデアリマスカラ、融解點ノ低イ「バラフィン、ワックス」ヲ、直グ有稅ニシテシマヒマス、其爲ニ原料ニ對シテ課稅ト云フコトニナリマスカラ、内地ニ既ニ興ツテ居リマス工業ヲ困ラセルヤウナ結果ニナルノデアリマスカラ、此點ハ特ニ注意ヲ要スルノデアリマス、ソコデ融解點ノ低イ「バラフィン、ワックス」ニ對シテハ、融解點ノ高イ方ノ稅率トノ鈞合ナドヲ考ヘマシテ、每百斤六圓ニシタノデアリマスカラ、只今申上ゲマシタ事情ガアリマス爲ニ、頁岩油カラ分餾シマシタ粗製ノモノダケハ之ヲ區分致シマシテ、矢張無稅ト云フコトニ致シタノデアリマス、融解點ノ

高イ方ハ、元通り每百斤十二圓ト云フ稅率ヲ據置クコトニ致シマシテ差支ナイノデアリマス、尙ホ附加ヘテ申上ゲテ置キマスノハ「バラフィン、ワックス」ノ名前デゴザイマスガ、是ハ御承知ノ通り資源局デ決定致シマシタ標準用語ニ依リマス「バラフィン」ト云フコトニナツテ居リマスカラ、此際此標準用語ニ從ヒマシテ「バラフィン、ワックス」ヲ「バラフィン」ト云フ文字ニ變ヘルノガ適當デナイカト思フノデアリマス

次ニ黃磷赤燐硫化燐デアリマスガ、是等ノ物ハ我國ニ於キマシテハ、工業試驗所ヤ營業者ガ苦心ノ末ニ、ヤット製造ガ出來ルヤウニナツタノデゴザイマシテ、其製造能力カラ申シマスレバ、今日十分自給自足ガ出來ルヤウニナツテ居ルノデアリマス、然ルニモ拘リマセズ矢張外國品ガ輸入セラレテ居リマス爲ニ、其販路ヲ奪ハレルト云フ結果トナリマシテ、若シ現在ノ儘ニ之ヲ放置シテ置キマシタナラバ、我國ノ燐寸工業ト云フモノハ遂ニハ全滅ノ危機ニ陷ルノデハナイカト云フ心配ガアリマス爲ニ、此際無稅ト云フコトヲ廢メマシテ、之ニ對シテ新ニ課稅スルコト、致シタノデアリマス、其稅率ハ輸入平均價格、或ハ内地生産費ノ關係竝ニ一般ノ化學藥品ノ稅率ノ鈞合トヲ考慮致シマシ

テ、從價割ニ相當致シマス每百斤十四圓三十錢ト云フ從量稅ニ定ムルコトヲ適當ト認メタ次第デゴザイマス

次ニ「クロール」酸加里デアリマスガ、「クロール」酸加里ガ今日ニ於キマシテハ全ク輸入品ニ賴ツテ居ル狀態デゴザイマス、最近ニ至リマシテ、日本曹達株式會社ガ、此四月カラ新潟縣ニ於キマシテ、此製造ヲ始ムルコトニナリマシテ、又日本沃度株式會社モ此六月カラ製造開始ヲ致ス計畫ヲ致シテ居ルト云フ情勢ニ立至ツテ居ルノデゴザイマス、此「クロール」酸加里工業ノ基礎ヲ確立致シマスト云フコトハ、近年外國系ノ資本ニ蹂躪セラレテ、甚ダシイ衰運ニ在リマス我國ノ燐寸工業ノ挽回策

一ツデアアルト考ヘルノデアリマシテ、此見地カラ致シマス、此際「クロール」酸加里ニ對シテ新ニ關稅ヲ課ケテ、最近漸ク起リマシタ此工業ヲ保護シテ行ク必要ガアルト考ヘルノデアリマス、ソレデ稅率ハ最近ニ於キマス「クロール」酸加里ノ輸入平均價格、内地ニ於キマスル其生産費、或ハ他ノ一般化學工業トノ權衡ナドヲ彼此レ考ヘ合セマシテ、從價二割ニ相當致シマス每百斤四圓二十錢ト云フ從量稅ヲ課スルノガ適當デアアルト認メタ次第デゴザイマス

次ニ「カーボンブラック」ニ移リマスガ、マシテハ生産サレナカタノデアリマスガ、昨年ノ六月臺灣ノ新竹州ニ於キマスル錦水油田ニ設ケラレマシタ日本石油ノ「カーボンブラックプラント」デ約二十五萬斤バカリ生産ヲ見タノデアリマス、其生産能力ハ一箇年約百萬斤位デアリマスガ、錦水油田ニ於キマスル瓦斯ノ噴出ハ非常ニ將來有望デアリマシテ、其事業ガ順調ニ進ミマシタナラバ、我國ノ需要ノ大部分ハ之ヲ以テ充スコトガ出來ル見込デアアルノデアリマス、一方亞米利加ニ於キマス其生産ガ過剩トナツテ居リマス爲ニ、値段ガ著シク低落シテ居ル有様デアリマス、此際外國カラノ輸入ヲ抑制致シマシテ、サウシテ此價格ヲ保護スル爲ニ、其關稅ヲ引上ゲル必要ガアルト考ヘタノデアリマス、其稅率ハ矢張輸入平均價格デアルトカ、或ハ「カーボンブラック」ヲ原料ト致シテ居リマス製品ノ稅率及ビ一般ノ顏料ニ對シマス所ノ稅率ナドヲ勘案致シマシテ、サウシテ現行ノ一圓九十五錢ノ稅率ヲ從價一割五歩ニ相當致シマス從量稅每百斤三圓四十錢ト云フコトニ致シタノデゴザイマス

次ニ「ピッチ」及「アスファルト」、「コールタール」、「ピッチ」又ハ「アスファルト」ノ製品デアツテ道路修築用ノモノ、此二ツノ中デ御説明致シマス、此内

「アスファルト」ハ石油業ノ發達ニ伴ヒマシテ、生産ノ増加ヲ見ルコト、ナリマシテ、是ハ矢張自給自足ヲ爲シ得ルト云フコトニナルノデアリマス、併シ是ガ現在無稅ト致シテ居リマスル爲ニ、外國品ガドン／＼入ッテ參リマシテ、我國ノ石油業ノ發達ニ間接ニ大ナル障礙トナッテ居ルノデアリマスカラ、此際石油業保護ノ爲ニ適當ナル課稅ヲ爲ス必要ガアルト認メタノデゴザイマス、ソレデ其稅率ノ點ニ付キマシテハ、「アスファルト」ノ用途ガ道路ノ鋪裝又ハ防水材料等ニ供セラレ、成ベク稅率ノ低イノガ宜イノデアリマス、又重油ノ稅率ガ大體約一割八分程度デアリマスカラ、是等ノ權衡モ勘案致シマシタ上デ、從價一割ニ相當致シマスル從量稅每百斤四十錢ヲ課スルコトヲ適當ト認メタ次第デゴザイマス、「アスファルト」ニ課稅スルコトニナリマス、ト「ピツチ」ハ大體其用途ヤ性狀ガ「アスファルト」ト同ジヤウデアリマスカラ、之ニ對シマシテモ同ジ稅率ヲ課稅シナイ譯ニハ行クマイト考ヘルノデアリマシテ、又同時ニ「コールタール」、「ピツチ」又ハ「アスファルト」ノ製品デアリマス、道路修築用ノモノモ「アスファルト」同様ニ之ヲ有稅ト致シマシテ、此稅率ヲ矢張「ピツチ」及ビ「アスファルト」ト同率ニシテ置ク方ガ適當デアルト認メタ次第デゴザイマス

次ニ石絨及ビ別號ニ掲ゲザル石絨製品ト云フモノニ移リマスガ、御承知ノ通り石絨ハ石絨自身ハ我國ニハ全然生産ガナイノデアリマシテ、是ハ加奈陀ガ世界ノ主要生産地デアリマスガ、我國ニハ全然石絨自身ノ生産ハナイノデアリマス、石絨製品ノ方ハ、我國ニ於キマシテ、其生産ガ近年進歩致シテ參ッタノデゴザイマス、併シ何分ニモ輸入品ノ壓迫ガアリマス爲ニ、ドウシテモ安イ値段販賣致サレナケレバナラヌノデアリマシテ、現在ノ儘デハドウモ漸ク發達ノ緒ニ就キマシタ工業ガ、此爲ニ面白クナイノデアリマス、ソレデ此際輸入品ヲ抑制スル爲ニ、此關稅ヲ相當引上ゲル必要ガアルヤウニ考ヘルノデゴザイマス、殊ニ石絨製品ハ御承知ノ通り軍事上ニモ必要ナ物デアリマスカラシテ、其保護ガ極メテ緊切デアリヤウニ認メルノデアリマス、ソレデ稅率ノコトデアリマスガ、塊トカ粉トカ、纖維狀ノモノハ只今申上ゲマシタヤウニ、原料品デアリマスカラ、是ハヤハリ現在ノ儘無稅ト致シテ置キマス、製品ノ方ハ其輸入價格、内地生産費等ノ關係ヲ考慮致シマシテ、絲ニ對シマシテハ每百斤十五圓ト致シマシテ、板ハ護謨入ノモノト、サウデナイモノトニ分ケマシテ、護謨入ノ板ノ方ハ之ヲ

每百斤十五圓ニ引上ゲ、其他ノ板ハ現行通り之ヲ据置キマス、最後ニ右ニ列舉致シマシタモノ以外ノ布等ノ製品ニ付キマシテハ、之ヲ每百斤三十圓ニ改正ヲ致シタ次第デゴザイマス

次ニ銑鐵ニ付テ大體説明致シマスガ、銑鐵ノ問題ハ重大ナル問題デアリマシテ、是ハ他ノ物品ノ詳シイ御説明ト同時ニ、商工當局カラ詳細ナル御説明ガアルト存ジマスガ、一應私カラ簡單ニ大體ノ點ダケヲ御説明致シタイと思ヒマス、御承知ノ通り我國ノ製銑業ハ、自給自足ヲ爲シ得ル程度ニ發達シテ居リマスガ、從來斷エズ外國銑鐵ノ輸入ナドニ惱サレテ居ルノデアリマシテ、特ニ近年ノ需要減退ニ順應シマス爲ニ、各製鐵所ハ相當ノ減產ヲシマシテ、需給ノ均衡ニ努メテ居ルノデゴザイマス、スケレドモ、何分銑鐵ノ輸入ハ、尙ホ相當多額ニ上ッテ居リマス次第デアリマス、是ガ爲ニ只今アリマス「ストック」モ逐年遞増ノ勢ヲ示シテ居リマス、市價アリマシテ、製銑業ノ採算ハ著シキ不利益ニ陥ッテ居ルヤウナ實狀ニアリマスカラ、此際外國品ノ輸入、外國品ト申シマシテモ、主トシテ印度銑デアリマスガ、相當抑制スルコトニ致シマシテ、サウシテ稅率ヲ此度改正スルコトハ、各般ノ事情カラ致シマシテ、ドウモ是

ハ必要ナルコトデハナイカト認メルノデアリマス、一方銑鐵ハ御承知ノ通り各種工業ニ對スル基礎材料デアリマスガ故ニ、勿論是等ノ工業ニ對シマス影響方面モ十分考慮スル必要ガアルト考ヘマスノデ、現在ノ獎勵金制度ヲ据置キマスト致シマシタ上デ、銑鐵ノ生産費ト輸入價格等ヲ考慮比較致シマス、大體銑鐵一噸ニ對シマシテ、約六圓ノ保護ガ必要ノヤウニ思ハレマス、之ヲ大體ノ目安ト致シマシテ、銑鐵ノ關稅改正率ハ之ヲ每噸六圓、即チ百斤ニ致シマスルト、三十六錢ト云フコトニ致シタ次第デゴザイマス、銑鐵ニ聯關致シマシテ、續イテ鐵類ニ入リマス、「ワイヤロッド」ト鐵線及ビ「バーブド」ツイストワイヤデアリマス、大體此「ワイヤロッド」ハ、其製造工程又ハ製造ノ難易等ノ點カラ見マシテ、大體鐵ノ條ヤ竿ト同一程度ノ稅率トスル必要ガアルノデアリマス、從來右ノ趣旨デ條竿トノ間ニ相當ナ均衡ヲ見タ稅率ガ盛ラレテ居ッタノデアリマスガ、御承知ノ大正十五年ノ關稅一般改正ノ際ニ、鐵ノ條竿ノ稅率ハ、其當時從量稅ニ變ヘマセメデ、從價一割八分ト云フコトニ定メラレマシタ結果、現在ニ於キマシテハ、其値段ガ低落致シテ居リマス關係カラ、其從價一割八分ト云フモノハ從量ニ換算致シマス、每百斤

約九十錢位ニシカ當ラナイト云フコト
ニナリマシテ、條及ビ竿ト鈞合ガ取レ
スト云フコトニナッタノデアリマス、ソ
レデ今同銑鐵ノ關稅率ヲ改正致シマス
ト云フコトニナリマス、ト、「ワイヤ
ロッド」モ其原料關係カラ、相當影響ヲ
受ケルト云フコトニナリマス、此

際其稅率ヲ改正スル必要ガアルト考ヘ
ルノデアリマス、其稅率ハ鐵ノ條及ビ
竿ノ稅率、又銑鐵ノ稅率改正ニ伴ヒマ
ス影響等ヲ彼此レ考慮致シマシテ、每
百斤一圓三十錢ト云フコトニ改正致シ
マス同時ニ、線ト「バーブドツウイ
ストワイヤ」ノ稅率ハ、原料デアリマス
「ワイヤロッド」ノ稅率ガ引上ニナリマ
ス影響ヲ考慮致シマシテ、何レモ之ヲ
從價二割五分ト云フコトニ改正スルコ
トニ致シタ次第デゴザイマス

次ニ「リードワイヤ」ノ御説明ニ移リマ
スガ、「リードワイヤ」ノ生産ハ、今日
ニ於キマシテハ普通品ハ我國ニ於キマ
シテハ十分ナ生産額ガアルノデアリマ
スガ、何分大正十五年ニ從價五分ト云
フヤウナ低イ稅率ニ改正致サレマシタ
爲ニ、高級品ノ輸入ガ今尙相當止マナ
イノデゴザイマス、此際稅率ヲ引上ゲ
ルト云フコトハ適當デアルト考ヘラレ
ルノデアリマス、其輸入平均價格デア
ルトカ、或ハ内地ノ生産費トカヲ考慮
致シマシテ、之ヲ從價一割五分ト致シ

マス同時ニ、篋ハ其原料デアル「リ
ードワイヤ」ノ改正稅率ト、其製造ニ
必要ナル「リードワイヤ」ノ數量等ノ點
ヲ考慮致シマシテ、是ハ每百斤三十五
圓十錢ト云フモノニ改正致シマシタ次
第デゴザイマス

次ニ四百七十六ノ中ノ「マグネシウム」
デアリマスガ、「マグネシウム」ハ現在
ニ於キマシテ輸入稅表中ニ特別ノ項目
ガアリマセヌデ、四百七十六ノ中ニ入
テ、其一割若クハ二割ト云フモノガ適
用サレテ居ルノデアリマス、御承知ノ
通り「マグネシウム」ハ極メテ輕イ金屬
デアリマシテ、合金ト致シマシテ之ヲ航
空機ニ用ヒマスシ、其他ノ兵器或ハ車
輛ナドニモ段々利用サレテ居リマスカ
ラ、産業上ノ重要品デアリマスノミナ
ラズ、軍事上ノ重要品デモアルノデア
リマス、商工省ニ於キマシテハ昭和三
年以來前後二回ニ互リマシテ研究獎勵
金ヲ交付サレテ居ルヤウナモノデアリ
マシテ、工業的生產ノ出來ルヤウニナ
リマシタノハ、御承知ノ理化學研究所
ノ苦心研究ノ成果デアルト申シテ差支
ナイノデアリマス、ソレ故ニ此生産ヲ
保護致シマス爲ニ關稅ヲ引上ゲマスコ
トハ、是ハ洵ニ必要ナ事デアルト云フ

風ニ認メマシテ、ソレデ一ツノ稅番ヲ
設ケマスト共ニ、他ノ金屬ノ稅率ノ振
合等ヲ考慮致シマシテ、只今ノ所デハ

從價一割或ハ二割ト云フヤウナ課稅ヲ
シテ居ルノヲ、從價二割ニ相當致シマ
ス從量稅ニ之ヲ改メマシテ、四十九圓
五十錢ト云フコトニ致シタノデアリマ
ス

次ニ四百九十九ノ刃物ノ中デ安全剃刀
デアリマス、安全剃刀ノ刃デアリマス
ガ、安全剃刀ノ刃ハ我國ニ於キマシテ、
最近其生産ガ大ニ發達致シテ參リマシ
テ、品質モ亦段々良クナツテ居リマス、
只今デハ外國品ニ比シテ劣ラナイモノ
ガ段々出來ルヤウニナツテ來タノデア
リマス、併ナガラ輸入品ガ數量ニ於テ
ハ全體ノ需要ノ約七割三分位ヲ占メ
テ居ルヤウナ現狀デアリマシテ、此輸
入品ノ只今ノ勢ヲ、其儘ニ捨テ置キマ
シテ、輸入品ノ中ノ價格ノ低廉ナルモ
ノヲ其儘ニシテ置クヤウナコトデゴザ
イマス、ドウシテモ市價ガ抑サレマ
シテ我國ノ生産業者ハ相當苦境ニ在ル
ノヲ免レナイノデアリマス、ソコデ關
稅ノ方ヲ適當ニ引上ゲマシテ、外國品
ノ輸入ヲ抑ヘマシタナラバ、此安全剃
刀ノ生産業ハ相當發達スル見込ガアル
ノデアリマス、ソコカラ見マシテ此
際此稅率ヲ引上ゲテ、サウシテ大體輸
入品中ノ中級品ヲ目安ト致シマシテ、
獨逸邊リカラ隨分粗惡ナルモノガ參ッ
テ居リマシテ、内地ノ市價ヲ脅カスヤ
ウナ結果ニモナツテ居リマスカラ、大體

中級品ヲ目安ト致シマシテ、平均價格
デアルトカ、生産費其他ヲ考慮致シマ
シテ、每百箇一圓ト云フコトニ改正ス
ルコトニ致シタ次第デアリマス

次ニ貨幣デアリマスガ、貨幣ニ對シマ
シテハ金銀貨幣ハ現在無稅デアリマ
ス、金銀貨幣以外ノモノモ、根本ノ趣
旨カラ是モ無論、無稅ト云フコトニナ
テ居リマスガ、其他ノモノハ是ハ從價
一割ヲ課シテ居ル現狀デアリマス、支
那ノ銅貨ト云フモノ——最近銅貨トカ
青銅貨ト云フモノガ段々入ッテ參リマ
シテ、昭和六年ニ輸入サレマシタノガ約
千七十萬斤、價額ニ致シマス約二百
三十萬圓ニ上ル現狀デアリマス、是ハ
銅貨青銅貨ノ統計デアリマスガ、是等
ガ矢張貨幣ト云フコトノ爲ニ、從價一
割ノ關稅ガ課カツテ輸入サレテ居ルノデ
アリマス、隨ッテ我國ノ銅トカ青銅ノ生
産ニ對スル惡影響ガ此爲ニアルノデア
リマス、是等ノ實情ニ鑑ミマシテ、金
銀貨幣以外ノ貨幣ニシテ本邦ノ通貨ニ
非ザルモノハ之ヲ分類上貨幣ト認メマ
セズ、地金ト認メマシテ、各々之ニ對シ
テハ百斤七圓ト云フ關稅ヲ課スル結果
ニナルノデアリマス、是ハ唯貨幣デア
ルト云フ理由ノ爲ニ、只今一割ニナツ
テ居ルノデアリマス

次ニ懷中時計部分品ノ御説明ヲ致シマ
スガ、近來部分品ノ中デ、組立テタル

「ムーヴメント」ノ輸入ガ段々減少シテ
參リマスニ反シマシテ、組立テナイ「ム
ーヴメント」ノ輸入ガ一方ニ増加致シ
テ參リテ居ルヤウナ實情デアリマスガ、
是ハドウモ稅率ノ關係ガ相當大キナ原
因ヲ爲シテ居ルヤウニ思ハレルノデア
リマス、ト申シマスノハ組立テナイ「ム
ーヴメント」ハ「シリンドラ」機械以外ノ
モノハ毎箇一圓九十五錢ト云フ稅率ニ
現在ナツテ居リマス、組立テナイ「ム
ーヴメント」ノ方ハ、是ハ大部分ハ從價三
割ト云フ稅率ヲ課セラレテ這入ッテ居
ルノデアリマス、一方ノハ從量稅デア
リ、一方ハ從價稅デアリマス、バラ／＼
ニシテ輸入シテ從價三割ヲ課セラル、
結果、關稅額ノ合計ガ一圓九十五錢ニ
ナリナイヤウナ廉價ナル「ムーヴメン
ト」ハ、之ヲ組立テナイデバラ／＼ニシ
テ輸入シタ方ガ、結局輸入稅ガ安クテ
濟ムト云フヤウナコトニナリマスカラ、
組立テナイ「ムーヴメント」ヲ輸入致シ
マシテ、ソレヲ内地デ組立テ、販賣ス
ルト云フコトニナリマスカラ、内地ノ
堅實ナル時計製造業者ハ、之ガ爲ニ相
當妨害ヲ被ルト云フヤウナ實情ニ在ル
ノデアリマス、斯ウ云フ風デアリマス
カラ、組立テナイ「ムーヴメント」ノ
方ノ關稅ヲ引上ゲマシテ、組立テナイ
モノトノ鈞合ヲ得セシメルコトニ致シマ
シテ、惡ク且ツ値段ノ安イ「ムーヴメン
ト」ガ組立テラレナイ儘デ輸入サレル
ノヲ抑ヘルト云フコトガ我國ノ時計製
造業者ノ發展ヲ期シマス上ニ於テ必要
ナコト、認メルノデアリマス、ソレデ
輸入セラレマシタ組立テナイ「ム
ーヴメント」ノ中ノ中級品ヲ、大體ノ目
安ト致シマシテ、其主ナル部分ヲ特掲
致シマシテ、其稅額ノ合計ガ、組立テ
タ「ムーヴメント」ノ稅額ト大體ニ於テ
一致スルヤウニスル、斯ウ云フコトニ
致シマシタ、ソレデ改正案ニアリマス
ヤウニ、地板ハ毎百箇十九圓五十錢、
調整輪ハ毎百箇十八圓、制動杆ハ每百
箇十四圓五十錢、受板ハ毎百箇十圓五十
錢、撥條匣ハ毎百箇百圓、斯ウ云フコ
トニ改メマシタ、其他ノモノハ是ハナ
カ／＼特掲スルコトハ難カシイノデア
リマスカラ、是ハ現行通り從價三割ト
云フコトニ据置クコトニ致シマシタ次
第デアリマス
次ニ陶齒ニ移リマスガ、陶齒ハ御承知
ノ通りニ、我國ニ於キマシテハ近來生
産ガ大ニ發達シテ參リマシテ、高級品
モ相當出來ルヤウニナリマシタ、併シ
今尙亞米利加邊リノ外國品ノ爲ニ尠カ
ラズ其發展ヲ阻マレテ居ルヤウナ實情
デアリマス、加之一方ニ於テハ、其輸
入品ノ中ニハ品質ノ餘リ宜シクナイ不
良ナルモノガアリマシテ、是等ノ粗惡
品ガ輸入セラレマスコトハ、國民ノ保
健上カラ申シマシテモ、陶齒ノ稅率ヲ
改正スルノ必要ヲ認メタ次第デアリマ
ス、ソレデ今迄輸入稅表ニ掲ゲテナイ
陶齒ヲ、新ニ五百四十九ノ中ニ特掲ス
ルコトニ致シマシテ、之ヲ金屬ノ釘ヲ
用キタモノト、用キナイモノトニ區別
致シマシテ、金屬製ノ釘ヲ用キタモノ
ノ中デ貴金屬ヲ用キタモノハ毎百箇十
一圓七十錢、サウデナイモノハ是ハ
安イカラ毎百箇二圓ト致シマスト共
ニ、其他ノ金屬製ノ釘ヲ用キタモノ以
外ノモノハ、之ヲ從價五割ト云フコト
ニ致シタノデアリマス、此稅率ハ大體
ニ於テ陶齒ノ輸入價格デアルトカ、
或ハ内地ノ生産費ナドヲ考慮致シテ定
メタ稅率デアリマス
次ニ五百六十四ノ自動車ノ部分品ニ移
リマスガ、我國ニ於キマスル自動車
工業ノ確立ハ、交通機關ノ整備上又ハ
軍事上ノ立場カラ、將來種々ノ施設ヲ
必要ト致スモノト考ヘラレルノデアリ
マシテ、此自動車工業ノ確立ニ付キマ
シテハ、完成車ノコトヲ考ヘマスト共
ニ、部分品ノコトモ同時ニ包括シテ考
ヘル必要ガアルト思ハレルノデアリマ
ス、差當リニ於テ部分品ノ生産ヲ確立
致シマスコトガ、先ヅ順序デアルヤウ
ニ考ヘラレルノデゴサイマス、之ガ爲
ニハ獎勵金ノ制度モ必要デアルノデア
リマスガ、其點ニ付キマシテハ、商工
省デモ此議會ニ於テモ相當考慮ヲ致
シ、其計畫ガアルト云フコトヲ承知シ
テ居リマス、獎勵金ノ制度モ必要デア
リマスガ、一部分ハ關稅ニ依ッテ保護致
スコトモ必要デアラウト考ヘラレルノ
デアリマス、部分品ノ輸入ノ狀況ヲ申
上ゲマス、昨年ニハ約千三百萬圓ニ
上ッタノデアリマスガ、斯ノ如ク多額ノ
輸入ガアルト云フ狀態ノ下ニ於キマシ
テハ、當ニ部分品ノ製造工業ガ其發達
ヲ妨ゲラレルノミナラズ、自動車工業
ノ確立ト云フ計畫ノ實行上、支障ヲ來
スコトニナルノデアリマスカラ、部分
品ノ稅率ヲ、完成車ノ程度ニ引上ゲマ
シテ、完成車ト部分品トノ間ノ此差異
ヲ無クスルコトガ必要デアルト認メタ
ノデアリマス、然ルニ自動車部分品ニ
付キマシテハ、國定稅率ノ八三・三「パー
セント」ト云フモノヲ課スルト云フ
コトガ日本ト佛蘭西トノ間ノ條約ノ結
果、サウ云フ協定ガアルノデアリマス、
日本ノ國定稅率ノ八三・三「パーセン
ト」ト云フモノガ部分品ニハ課セラレル、
隨ッテ只今ハ二割五分ト云フコトニ部
分品ハナツテ居ルノデアリマスガ、協定
稅率ノ關係ヲモ考慮ニ入レマシテ、從
價四割二分ト云フコトニ致シタノデア
リマス、從價四割二分ト云フ國定稅率
ヲ盛リマシタ結果ハ、協定ノ關係カラ、
即チ從價四割二分ノ八三・三「パーセン

ト」ハ三割五分ト云フコトニナリマシ
テ、完成自動車ト同ジ税率ニナルト云
フ結果ニナルデアリマス

次ニ瓦斯機關及石油機關ニ移ルノデア
リマスガ、瓦斯機關及石油機關ノ改正
ハ、是ハ自動車ノ部分品ト云フ見地カ
ラ考ヘラレタデアリマシテ、自動車
用ノモノト、自轉車用ノモノトノ税率ヲ
引上グルノガ眼目デアリマス、自動車
用ノ「ガソリン」機關ハ、即チ自動車ノ
原動力機トナルモノデアリマシテ、謂
ハバ自動車ノ重要ナル部分品デアリマ
ス、所ガ輸入税表ニハ自動車部分品ト
云フ項目ガアルノデアリマスガ、之ニ
ハ原動力機ヲ除クト云フ割註ガ附イテ
居ルノデアリマシテ、原動力機ハ自動
車部分品ト云フ項目デ課税サレテ居リ
マセスデ、此五百七十七號ニ依ッテ、課
税サレテ居ルノデアリマス、ソレデ若
シ自動車工業ノ確立上、自動車部分品
ノ税率ヲ引上グル必要ガアリマスルナ
ラバ、此自動車用「ガソリン」機關モ其
税率ヲ引上グルコトニ致サンケレバ、
釣合ガ取レナクナルコトニナルノデア
リマス、ソコデ自動車用ノ「ガソリン」
機關ノ税率ヲ引上グルコトニナリマス
ルト、更ニ自動車用ノ「ガソリン」
機關モ亦其税率ヲ引上ゲナケレバ釣合
ガ取レスコトニナリマスカラ、ソレデ
此五百七十七號ノ瓦斯機關及石油機關

ノ項目ニ自動車用ノモノ及ビ自轉車用
ノモノト云フ一ツノ新ナル名ヲ設ケマ
シテ、サウシテ三割五分ト云フコトニ
致シタ次第デアリマス、尙此瓦斯機關
及ビ石油機關ト云フ只今ノ税表ノ名稱
デアリマスガ、是ハ現在餘リニ適切ナ
ル名稱デハナイノダサウデアリマシ
テ、此際之ヲ内燃機關ト云フヤウナ言
葉ニ改メル方ガ適當デアルト云フコト
デ、是ハヤハリ現代ノ通俗觀念ニ合致
スルヤウニスル爲ニ、此言葉ヲ改メマ
シテ、内燃機關ト云フ方ガ適當ト認メ
マシテ、税率改正ト同時ニ改名ヲ致シ
タ次第デアリマス

延用ニ用ヒラレルノデアリマスガ、其
需要ハ製鐵業ノ不況等ノ爲ニ、近來稍
減少ノ氣味合デアリマシテ、一昨年ノ
生産及輸入ノ合計額ハ約六十萬圓デア
リマスガ、需要額ノ約三割七分ハ今尙
ホ輸入品ニ依ッテ占メラレテ居ル狀況
デアリマシテ、其壓迫等ノ爲ニ、我國
ノ當業者ハ相當ノ打撃ヲ受ケテ居リマ
スカラ、此際此輸入ヲ適當ニ抑ヘマス
ル爲ニ、其税率ヲ引上グル必要ガアル
ト認メタノデアリマス、此税率ハ一般
ノ機械部分品ノ税率ナドヲ考慮致シマ
シテ、從價二割ニ相當致シマス毎百斤
二圓六十錢程度ガ適當ト認メマシテ、
改正案ニサウ云フ税率ヲ盛ツタ次第デ
アリマス

次ニ木材ノ中デ「ドクラスファー」等
ニ付テ説明ヲ致シマス、「ドクラスファ
ー」等ノ木材ノ税率ハ、御承知ノ通り
昭和四年ニ改正セラレタノデアリマス
ガ、昨年ハ約四百萬石、價格ニ致シマ
シテ約千八百萬圓位ノ輸入ガアッタノ
デアリマシテ、他ノ針葉樹材ニ較ベマ
シテ、其輸入數量ガ遙カニ多イノデア
リマス、是ハ他ノ米、米、米、米等ニ
較ベマスト、其税率ガ低イ爲メデハナ
イカト思ハレルノデアリマス、從テ斯
ノ如キ趨勢ヲ此儘放置シテ置キマスル
ト、林業ノ保護又ハ山村住民ノ救済等
ニ付キマシテ甚ダ遺憾デアルト申サネ

バナラナイト考ヘマス、ソレデ「ドク
ラスファー」等ノ關稅率ヲ引上ゲ、木
材關稅率ノ缺陷ヲ是正シテ行ク必要ガ
アリハシナイカト認メラレマスノデ、
茲ニ其税率ヲ改メルコトニ致シタ次第
デアリマス、其税率ハ「ドグラスファ
ー」等ノ最近ノ輸入平均價額、ソレカ
ラ其厚サノ區別ニ依ル製材ノ程度、又
ハ他ノ針葉樹材ノ税率等ヲ彼此レ考慮
致シマシテ、厚サ六十「ミリメートル」
ヲ超エナイモノニハ每立方「メートル」
六圓九十錢、厚サ二百「ミリメートル」
ヲ超エナイモノニハ每立方「メートル」
五圓六十錢、厚サ二百「ミリメートル」
ヲ超エタルモノニハ每立方「メートル」
三圓四十錢ノ税率ヲ盛リマス同時
ニ、丸太及割材ハ粗材デアリマスカラ、
從來通り長サ十「メートル」ヲ超エ、末
口ノ直徑ガ三十「センチメートル」ヲ超
エナイモノハ、大體ニ於キマシテ邦產
材ヲ以テ代用スルコトガ困難デアリマ
スカラ、現行ノ儘之ヲ無稅トシテ置キ、
其他ノモノハ每百斤二圓五十錢ニ改正
スルノヲ適當ト認メタノデゴザイマス
最後ニ六百三十二ノ屑及故ノ「セリ
ロイド」ノ改正ニ移リマス、屑及故ノ
「セリロイド」ハ、御承知ノ通り「セ
リロイド」加工品ヲ製造致シマスル
際ニ其原料トシテ使用致シマシタ「セ
リロイド」生地ノ約二割方ダケ必ズ

出テ來ルト云フコトデゴザイマシテ、昭和五年ニハ其數量ガ約百七十萬斤ニ達シテ居ルノデゴザイマスガ、此屑ノ「セリュロイド」ガ近頃外國カラ輸入セラレマシテ、昨年ハ約九萬七千斤、價額ニ致シマシテ約二萬五千圓ニ上ツテ居リ、只今ノ所デハ大シタ數量デハアリマセヌガ、漸次激増ノ傾向ヲ示シテ居リマス、而モ輸入品ノ價格ガ低廉デアル爲ニ、我國ノ加工業カラ出ル所ノ屑モ亦之ニ押サレマシテ、價格ノ低落ヲ來シテ居ルト云フヤウナ次第デアリマス、之ガ爲ニ「セリュロイド」加工業ガ甚ダ惡イ影響ヲ受ケテ居ルノデアリマス、又是ト同時ニ安イ屑ヲ原料トシタ再製生地ガ安ク生産セラル、ト云フコトハ、國內ノ「セリュロイド」生

地製造業ニ對シテモ惡イ影響ヲ與ヘルコト、ナルノモ亦當然ノコト、考ヘラレルノデゴザイマス、斯ウ云フ事情デアリマスカラ、屑ノ「セリュロイド」ノ外國ヨリノ輸入ハ、國內ノ「セリュロイド」加工業及生地製造業ノ雙方ニ對シテ好マシカラザル影響ヲ與ヘテ居ルノデアリマス、此惡影響ヲ除去致シマス爲ニハ、相當ノ稅ヲ盛ルノガ適當デハナイカト認メマシテ、其關稅ヲ引上

ゲテ輸入ヲ相當抑制スルコトニ致シタ次第デアリマス、從テ是等ノ事情ヲ考慮致シマシタ結果、「セリュロイド」ノ塊、條、板等ノ稅率ヲモ、一方ニ參酌致シマシテ、ソレニ對シテハ每百斤五十六圓ト云フ稅率ヲ盛ルコトニ致シタノデアリマス

各品目ニ對スル說明ハ大體右ノヤウナ程度ニ止メマシテ、御質問ガアリマスレバ、商工當局ナリ、農林當局カラ御答辯ヲ願フコトニ致シマス

○中島(彌)委員 各改正ニナリマスル品目ニ付キマシテ、輸入平均價格ト、之ニ對抗スル内地產業ノ分量ト、生産費トノ詳シイ調ノ御提出ヲ當局ニ要求致シマス

○堀切政府委員 今度改正スルモノ、全體デスカ

○中島(彌)委員 全體デス

○中島政府委員 只今申上ゲマシタ如ク、全部ノ品物ニ付キマシテ、生産費ヲ一々計上シテ舉ゲタト云フ次第デモナイノデアリマシテ、一寸只今ノ所全部ハ如何カト思ヒマスガ、是ハ農林當局ナリ、商工當局ナリニ御質問願ヒタイト思ヒマス

○中島(彌)委員 大體說明ヲ承ツテ居ルト、輸入平均價格ト内地ノ對抗產業品ノ生産費ニ比較シテ稅率ヲ定メタト云フノデ、其生産費ナドガ分ラナケレバ吾々審議スルコトハ出來ナイカラ、成ベク便宜ヲ計ツテ戴キタイト思ヒマス

○中島政府委員 全部ノ品物ニ對スル生産費ハ中ニ困難デアラウト思フガ、或ル特殊ノ物品ニ付キマシテ、何カ御示シガアリマスレバ、調ベタモノガアルト思ヒマスカラ、何カ改正品目全部デナクテモ、特定ノ品目ニ付テ御示シ願フヤウナコトニナツタラドウカト思ヒマスガ、是ハハリ商工當局ナリ、農林當局ナリデナケレバ分ラヌト思ヒマスカラ、一應其點ハ如何デアリマセウカ

○中島(彌)委員 特定ノ品ダケノ生産費ヲ調ベテ、後ノモノハ調ベズニ、宜イ加減ニヤツタト云フ意味デアリマセウカ

○東委員長 中島君ニ御相談デスガ、出來ルダケ當局者モ便宜ヲ計ルデセウガ、質疑ノ最モアリサウナモノヲ、全部デナシニ必要ナ、問題ニナリサウナ、誰モ注目スルト云フヤウナモノナラバ、大抵分ツテ居リマスカラ、例ヘバア

ナタノ本會議デ質問サレタヤウナモノヲ撰リ分ケタラドウデスカ、其方ガ却テ能率ガ上ルダラウト思ヒマス

○中島(彌)委員 ソレデハ後デ能ク相談シマス

○永田委員 議事進行デ何カ御相談ガ出來テ居マスカ

○東委員長 マダ何モ出來テ居リマセスガ……

○永田委員 何カ御話合ヲシテ戴キタイト思ヒマス、他ノ委員會モアリマスカラ……

○東委員長 大體ハ斯ウ云フ順序ニナツテ居リマス、今日ハ委員長ト理事ノ互選ヲスルト云フコトニナツテ居ッタノデアリマスガ、會期ガ非常ニ少ナイノデ、之ヲ完全ニヤツテ質疑應答ヲ重ネテ行クト、是ハ重大問題デアルカラ、少クトモ一週間位ノ日取ヲ要スルト思ヒマス、ソレデナクテハ本當ノ審議ガ出來ナイト思ツテ居リマス、審議ガ一週間モ掛ルト、會期ガ濟ンデシマフト云フコトニナルカラ、今日モ特別ニ委員長理事ノ互選ヲシタ後ニ、政府委員ノ御説明ヲ願ツテ、重要ナルコトニ付テハ幾分デモ質疑ヲ進メテ行ツタ方ガ便利ダラウト思フノデ引續キ開會シタノデアリマスカラ、成ルベク急ガナイトヤレナイダラウト思ヒマス

○永田委員 御互同志ノ話デスガ、今度ハアナタノ方ガ非常ニ多數デ、隨テ委員ノ割當等ニ付テモ洵ニ自由ダラウト思ヒマス、吾々ノ方ハ洵ニ少ナイ、前回矢張アナタノ方ガ少ナイ爲ニ御繰合セラシテ委員會ヲ開キマシタヤウナ事情モアリマス、今度ハ御覽ノ通りノ譯デ、此大キナ案ヲ議スルノニ、人モ少ナイシ、他ノ委員モ兼ネテ居ル人多イノデスカラ、非常ニヤリニクイ、

併シ案ハ委員長ノ御説明ノ通り相當重大ナモノデアリマスカラ、能ク其點ヲ一ツ御打合ヲシテ、御互ニ勉強モシタイシ、私ノ方ガ數ガ少イモノデスカラ、其邊便宜ヲ御計リヲ願ヒタイト思ヒマ

ス
○東委員長 承知致シマシタ、能ク分

リマシタ
○櫻井委員 今日ハ最初ノ御話ノ通

リ、説明ダケト云フコトデアリマスレバ、尙ホ農林ナリ、商工ナリノ御説明ガアレバ直グソレヲ聽カシテ戴キタイ、尙ホ他ノ二案デアリマスカ、其方モ一ツ急イデ説明ヲ伺ヒタイ
○東委員長 今日ハ大體説明ダケ承ッ

タラドウデスカ
○中島(彌)委員 サウ願ヒマス

○東委員長 ソレデハ第二案ノ輸入税ノ從量税率ニ關スル法律案ニ付テ政府委員ノ説明ヲ願ヒマス

○堀切政府委員 主税局長ハ長カッタノデ疲レテ居リマスカラ、今度ハ私カラ説明致シマス、輸入税ノ從量税率ニ關スル法律案ニ付キマシテ簡單ニ御説明致シマス、御承知ノ如ク現行ノ輸入税表ニハ、從價税率ト、從量税率トノ二通りノ税率ガ用ヒラレテ居ルノデアリマス、元來此從價税率ト從量税率トハ、ソレトノ長所ト短所ト有シテ居リマス、從量税率ハ從價税率ノ如ク

價格ノ鑑定ヲ要スルト云フヤウナ面倒ナ問題モ起ラズ、隨テ徵收上カラモ、又納税上カラモ至極便利デアルト云フヤウナ理由カラ、現在各國ニ於テ主トシテ採用セラレテ居ルノデアリマス、併ナガラ從量税率ガ輸入品ノ價格ノ變動ニ伴フ屈伸ノ利カナイト云フ點ハ、其特ニ免ル、コトノ出來ナイ短所デア

リマシテ、隨テ輸入品價格ノ變動ノ場合ニ於キマシテハ、從價税率デアリマスレバ、其輸入品ノ價格ガ騰貴致シマスルト、税額モ亦之ニ伴ッテ上ルノデアリマスガ、從量税率ノ方ハ其税金額ガ固定シテ動キマセズ、其關係上輸入品價格ノ高低如何ニ拘リマセズ、其税金額ハ從前ト何等變ル所ガナイノデア

リマス、ソレデスカラ輸入品ノ價格ガ騰貴致シマスル場合ニ於キマシテハ、同ジ輸入税デアリナガラ、從價税率ニ依ルモノト、從量税率ニ依ルモノトハ、輸入品ノ價格ニ對シマスル關係ニ於キマシテ、勢非常ナ趣ノ異ッタ點ガ現

レテ來ルノデアリマス、然ルニ御承知ノ如ク、我國外國爲替相場ハ、昨年來低落ノ趨勢ニアルノデゴザイマシテ、之ニ伴ヒマシテ輸入品ノ價格ハドウ致シマシテモ、其騰貴ヲ免ル、コトガ出來ナイ狀況ニアルノデアリマス、而シテ從量税率ハ、依然同一ノ定額デア

ルコトハ、是ハ從量税率トシテノ本來ノ性質ニ基クコトデアリマスガ、等シク外國貨物ニ對スル輸入税デアリナガラ、從價税率ニ依ルモノガ、其税金額ヲ増シテ居ル際ニ、從量税率ニ依ルモノハ、從前ト全ク異ナラナイ同ジ税金額ヲ課セラレルニ過ギスト云フコトハ、如何ニモ調和ガ取レテ居ナイヤウニ考

ヘラレルノデアリマス、ソレ故ニ此際内地產業ニ及ボス影響等モ考慮致シマシテ、從量税率ニ付キマシテハ、應急ノ措置トシテ、當分ノ中ノ相當増加スルコト、致シ、之ニ依リマシテ、輸入價格トノ關係ヲ調節スルノ必要アリト認ムルノデアリマス、ソコデ其増加ノ程度デアリマスガ、是ハ外國爲替相場ノ狀況ヲ見マシテ、其低落ノ割合等ヲ參酌致シマシタ上デ、大體ニ於テ三割五分程度ガ適當デアルト認メタ次第デアリマス、次ニ本法律案ト關稅定率

法中改正法律案トノ關係デアリマスガ、關稅定率法中改正法律案ノ方ハ、之ニ依ッテ輸入税表ニ定メテアリマスル税率中、此際緊急改正ノ必要アリト認メラレル小麥、銑鐵等二十九品ニ關スルモノニ付改正ヲ行ハントスルモノデアリマシテ、是等ノ改正税率ニ付テハ、既ニ右ノ調節ノ關係ヲモ考慮ニ入

レテ居ルノデアリマスルカラ、其中ノ從量税率ハ、本法律案ニ依ル税率増加ノ範圍外ニ置イタノデアリマス、尙ホ

右ノ外新聞用紙ノ税率ハ、文化ノ普及上等ヨリ見マシテ、特別ニ取扱フ理由ガアルト認メマシテ、特ニ例外ノ中ニ加ヘマシタ次第デアリマス、簡單ニ一應御説明申上ゲマス

○東委員長 次ハ第三、遠洋漁業獎勵法中改正法律案ノ説明ヲ願ヒマス

○戸田政府委員 遠洋漁業獎勵法中改正法律案ノ提案ノ御説明ヲ申上ゲマス、遠洋漁業獎勵法ハ、遠洋漁業ノ發達ヲ圖リマス爲ニ、明治三十年三月ニ制定セラレマシテ、爾來時勢ノ進運及ビ漁業ノ發達ニ伴ッテ、數次適當ナル改正ヲ加ヘマスト共ニ、本法ノ施行期間モ又延長セラレマシテ、今日ニ及ンデ居

ル次第デアリマス、我國ノ遠洋漁業ハ、明治三十年ニ本法制定當時ニ於キマシテハ、殆ド成績ノ見ルベキモノガナカッタノデアリマスガ、本法ノ施行以來三十三年ヲ閱スル今日ニ於キマシテハ、其成績ガ大イニ見ルベキモノガアルヤウニナッタノデアリマス、即チ動力附漁船ノ如キハ、明治三十八年本獎勵法ニ依リ、始メテ一隻ノ出現ヲ見タノデア

リマスガ、連年非常ナル勢ヲ以テ増加致シマシテ、昭和五年末ニハ約三萬餘隻ニ達シ、其漁場ノ範圍ハ、往時ノ殆ド十倍ニ達スルヤウニナリマシテ、一部大漁船ノ進出距離ニ至リマシテハ、數十倍ニ及バヤウニナッタノデア

リマス、サウシテ是等大漁船ノ中ニハ、其設備ガ殆ド科學應用ノ全キヲ示スニ近イモノモアルヤウニナツテ參ッタノデアリマスガ、我國遠洋漁業ノ發達ハ、マダ全般的デナイノデアリマシテ、即チ全體ヲ通ジマシテ、進出ノ程度及ビ操業效率ニ於キマシテハ、未ダ不十分デアルト云フコトヲ免カレナイバカリデナク、既往ニ於テ開拓セラレマシタ漁場、即チ黃海、東支那海、東薩加東西兩海岸以外ニ、南支那海、「ベールینگ」海、南洋諸島ノ沖合カラ南北太平洋ノ全面ニ互リマシテ、將來進出スベキ世界の漁場ヲ控エテ居ルノデアリマシテ、是等ノ廣大ナル範圍ノ海上ハ、又良好ナル漁場ニ富ンデ居ルノデアリマスカラ、是等ノ海面ニ於テノ漁業開發ヲ圖リマスルナラバ、本邦水產資源ノ增加ヲ圖リ、水產物ノ輸出増進ニ依リマシテ、國際貸借ノ改善デアリマストカ、國內食糧問題ノ解決ノ一助ニスルト云フヤウナ點ガ大ナルモノガアルト信ズルノデアリマス、隨テ是ガ達成ハ、依然適切ナル遠洋漁業ノ獎勵ニ俟ツノデアリマスカラ、本獎勵事業ハ、今日猶ホ本邦水產業改良發達上缺クベカラザル必要事ナノデゴザイマス、更ニ籲リマシテ本邦ノ沿岸漁業ノ狀態ヲ見マスルニ、其漁獲ハ漁業者數及漁法ノ進歩ニ伴ハナイ點ガゴザイマシテ、之ニ從事

シテ居リマス漁業者ハ生業難ニ苦ンデ居ル、隨テ一般漁村ノ疲弊ガ著シイモノガアリマス、仍テ是等漁業者ノ一部ヲ沖合漁業ニ進出セシメテ、又現在ノ沖合漁業者ヲ順次遠距離漁場ニ向ハシムルヲ要スル次第デアリマシテ、此點カラ致シマシテモ亦本獎勵ノ必要ハ一層痛切ナルヲ感ズルモノデアリマス、然ルニ現行ノ遠洋漁業獎勵法ハ、昭和八年ノ三月三十一日ヲ以テ其效力ヲ失フコトニナルノデアリマスガ、我國ノ遠洋漁業ハ、現在發展ノ途上ニアルノミナラズ、所謂大型漁船獎勵計畫ノ如キ僅カニ其緒ニ就イタニ過ギナイノデアリマシテ、尙ホ漁船ノ船型ヲ改善シ、漁船用發動機ノ改良ヲ期スル等、獎勵ニ依リマシテ達成スベキ事項ガ多イノデアリマス、斯ル際ニ於キマシテ本法ノ效力ヲ失ハシムルコトハ當ニ遺憾ノ至リデアリマスノミナラズ、産業ノ保護及振興ノ見地カラモ、之ヲ繼續スルノ緊要ナルコトヲ認メマシテ、更ニ施行期間ヲ十五箇年延長致シマシテ、我國水產業ノ改良發達ニ資スルト共ニ、本獎勵ヲシテ一層時勢ニ適切ナラシムル爲ニ、次ノヤウナ改正ヲ行フノデアリマス

一、本法ノ施行期間ヲ昭和二十二年三月三十一日迄トスルコト
二、普通漁船獎勵金ノ下付ハ獎勵金額ノ算出方法トシテ船體ニ付テハ每一噸鋼製六十圓以內、木製四十五圓以內、機關ニ付テハ每一馬力蒸汽機關二十二圓以內、發動機關四十圓以內トアリマスノヲ、包括的ニ單純化スルト共ニ、經濟事情ノ變遷、物價ノ變動等ニ因ル影響ニ順應セシムル爲メ船舶評價額ノ百分ノ十五以內トスルコト
三、大型漁船ハ最小六十噸ヲ最小百噸トスルコト
四、獎勵金ヲ下付シ得ル設備ノ種類ハ科學及漁業ノ進歩ニ伴ヒ、新規ニシテ且ツ必要ナルモノガ現ハレテ參リマシテ、將來モ亦案出セラレト思ハレルノデアリマスカラ、獎勵ハ是等ノ情勢ニ順應スルヲ必要ト思ヒマスカラ、是等設備ノ種類ヲ命令ヲ以テ定ムルコト、スルコト
五、公共團體、其他營利ヲ目的トセザル法人ノ行フ遠洋漁船船員養成ノ外、新ニ船匠養成ニ要スル經費ノ全部又ハ一部ヲ下付シ得ルコト、スルコト
六、第一條及第三條ノ字句ヲ整備スルコト
等ノ諸點ニ付キマシテ改正ヲ加ヘルコト、致シタノデアリマス、大體本案ノ趣旨ハ斯様ナ次第デアリマス、尙ホ御質問ニ從ヒマシテ御答致シマス

○東委員長 御諮リヲ致シマスガ、何カ特殊ノ材料トカ、調査トカ云フモノニ付テ御心付ガアツタナラバ、政府委員ニ御注文デモシテ置キマシタ方ガ、大變議事進行上便宜ダト思ヒマス、先程ノ中島君ノ要求モアリマシタガ、是モ政府委員ガ考慮スルダラウト思ヒマス、特殊ノ何カ御氣付ノ點ガアリマシタナラバ、豫メ御注文シテ置イタナラバ如何デスカ
○田島委員 第三ノ議案ノ遠洋漁業獎勵法關係ノ參考資料致シマシテ、現在遠洋漁業獎勵法ノ關係ノ規程集ガアルト思ヒマスカラ、ソレガ若シアリマシタラ御配付ヲ願ヒマス
○若宮委員 尙ホ今ノ御要求ニ附屬シマシテ、遠洋漁業獎勵法案ニ關スル附屬ノ勅令案若クハ省令案等ノ大綱ガアルダラウト思ヒマス、ソレモ併セテ御提出アラシコトヲ望ミマス
○東委員長 一寸委員長カラ注文シテ置キマスガ、南洋ノ木材、「ラワン」材ノ輸入ノ狀況ヲ調査シタモノガアツタラ、一緒ニ出シテ戴キタイト思ヒマス
○中島(彌)委員 今ノ「ラワン」材ノコトニ付テ、大藏當局ニ御同致シマスカ、一寸聞キマスト云フト、此會期中ニ又出テ來ルト云フコトデアリマスカ、ドウナリマスカ、新タニ關稅改正ノ小委員會ヲ開イテ決メテ、出テ來ルノデスカ、出テ來ナイノデスカ、アレハ無稅ノ儘デ置イテ置キマスカ

○堀切政府委員　アノ點ニ付キマシテハ、關稅委員會ニ於テモ色々議論ガアリマシテ、小委員會ニ移シテ尙ホ研究中デアリマスカラ、恐ラク此議會ニ提出ハ困難ダラウト考ヘマス

○東委員長　ソレデハ今日ハ是ダケニシマシテ、明日ハ午前十時カラ開會スルコトニ致シマス、是デ散會致シマス

午前十一時四十二分散會

昭和七年六月六日印刷

昭和七年六月七日發行

衆議院事務局

印刷者

民友社印刷所